令和元年 8 月 30 日 人 事 院 内閣官房内閣人事局

### 国家公務員の留学費用の償還等に関する状況

### 1 公表の趣旨

国家公務員が留学中又はその終了後5年以内に離職した場合、国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成18年法律第70号)に基づき、留学費用相当額の全部又は一部を償還しなければならないこととされています。

本件は、平成30年度の留学費用の償還状況等を取りまとめ、その概要を公表するものです。

### 2 概要

平成30年度に新たに在外研修又は国内研修に係る費用の償還義務が発生した件数は67件(在外研修が34件、国内研修が33件)であり、令和元年8月1日までに65件が 償還を終えています。

また、留学費用償還制度が創設された平成 18 年 6 月 19 日以降、平成 30 年度末まで に留学を開始した件数の総数は 5,094 件であり、留学費用の償還義務が発生した件数の 総数は 286 件となっています。

					(117		
	当該年度に償還義務が生じた件数						
年度	つら笛 <del>字別</del> 目   終了後		うち留学期間 終了後5年 以内離職	研修の名称			
平成 30 年度	67(65)	3(2)	64(63)	・ 行政官長期在外研究員: ・ 金融庁在外研修 ・ 金融庁在外研修 ・ 外務省在外研修 ・ 防衛省国外一般大学留程) ・ 防衛省国外一般大学留程) ・ 行政官国内研究員(修計制度 ・ 会計検査院会計専門職で研究。課程受講コールのでのでででででででででででででででででいる。 おいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま は	2(2) 4(4) 2(2) 学(修士課 1(1) 学(博士課 1(1) 是課程コース) 2(2) 学院派遣研修 1(1) 科博士前期 1(1) 学(博士課程) 2(2) 学研究科留学 13(12) 学研究科留学 2(2) 学研究科留学 2(2) 会安全保障研 1(1) 医学研究科留 10(10)		
平成 29 年度	47(46)	7(7)	40(39)				
平成 18 年度~28 年度 (平成 18 年6月 19 日以降)	172(167)	26(25)	146 (142)				
総数	286 (278)	36(34)	250(244)				

(注) ()内は、令和元年8月1日までに留学費用の償還を終えている件数を表す。

## <表2 年度別留学開始状況>

(件)

年度	当該年度に留学を開始した件数				
<b>平</b> 及		うち在外	うち国内		
平成 30 年度	443	271	172		
平成 29 年度	418	262	156		
平成 18 年度~28 年度 (平成 18 年6月 19 日以降)	4,233	2,560	1,673		
総数	5,094	3,093	2,001		

【参考1】研修ごとの年度別留学開始状況

【参考2】留学費用償還制度の概要

以 上

問	問 人事院人材局研修推進課		内閣官房内閣人事局
合	研修推進課長 六本 佳代	合	参事官(研修担当) 井手 亮
世	研修企画官   橋本 勝	世	参事官補佐(研修担当) 佐竹 淳子
先	電話 (03)3581-1971 (直通)	先	電話 (03)6257-3753 (直通)

### 研修ごとの年度別留学開始状況

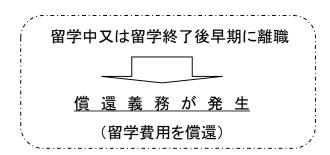
						当該年度に留学を開始した件数			(件)
			研修の名称	留学期間	平成18年度 (平成18年6月19日以降) ~	平成29年度	平成30年度	総数	
	☆ 人 事 院 行政官長期在外研究員制度			原則2年	平成28年度	139	148	1, 743	
7	等全 研府	77 7 190	宇宙関係在外研究員派遣制度		1年	2	0	0	2
	修省	文部科学省	原子力関係在外研究員派遣制度		1年	2	0	0	2
		<b>全計給</b> 杏院	アジア経済研究所開発スクール等		原則25か月	10	2	0	12
		警察庁			1年	15	1	2	18
	自		在外研究員制度		1年	33	8	7	48
		法務省	検事在外研究員(米国大学院コース)派遣制度		原則1年	2	0	0	2
在	府	財務省	在外研究員制度		1年又は2年	72	4	8	84
		国税庁	在外研究員制度海外調査研究員制度		原則1年	33	7	2	42
	省				原則1年	27	3	1	31
外		特許庁	外国大学院課程履修研修		1年又は2年	43	4	6	53
<b>,</b> ,	等		原子力規制委員会職員長期在外研究員制度		2年又は3年	1	1	1	3
	711	外務省	在外研修		2年又は3年	725	74	79	878
	研	71 33 11	E-1-3/12	(修士課程)	1年又は2年	110	13	15	138
	修	防衛省	国外一般大学留学	(博士課程)	原則3年	15	4	1	20
	الحا	裁判所	 判事補海外留学研究員制度	(日工 )	1年	11	1	1	13
			長期海外派遣研修		原則2年	3	1	0	4
			小 計		W-1-1-1	2, 560	262	271	3, 093
	等全		1	(修士課程コース)	2年以内	159	11	9	179
	研府 修省		行政官国内研究員制度	(博士課程コース)	3年以内	30	2	2	34
	19 8			10 = 2012 1 10	原則2年	17	2	1	20
			公共政策大学院(国際プログラム)派遣研修		原則2年		1	1	2
		警 察 庁 情報通信職員国内大学院派遣制度		  度	2年	2	0	1	3
		金融庁	国内大学院派遣制度		2年	36	4	4	44
			経済学等専門研修制度		1年又は2年	20	4	5	29
	財務省 税関研修所大学委託研修制度			1年又は3年	61	10	9	80	
			財務局経済学等研究員派遣制度		2年	5	2	2	9
	4	国 税 庁	税務大学校研究科博士前期課程受講コース		原則15か月	73	10	10	93
	自	文部科学省	放射線対策行政官国内研究員(専門職	放射線対策行政官国内研究員(専門職大学院コース)制度		8			8
	府		文化政策関係行政官国内研究員派遣制度		2年	2	0	0	2
国	נית	農林水産省	検査·監察部国内会計専門職大学院派遣制度		2年以内	1	1	1	3
	省	経済産業省			2年以内	13	0	0	13
		特 許 庁	国内大学院課程履修研修		原則1年	30	0	0	30
内	7/7		国内政策研究員派遣制度		2年	3	0	0	3
		海上保安庁	国内大学院派遣制度		期間の定めなし	21	2	2	25
	研	原子力規制庁	原子力規制委員会原子力規制行政	官国内研究員制度	2年以内	11	2	2	15
	修		国内一般大学留学	(修士課程)	原則1年又は2年	165	22	20	207
		防衛省		(博士課程)	原則3年又は4年	95	16	14	125
			防衛大学校理工学研究科留学  ───	(前期課程)	2年	505	41	46	592
				(後期課程)	3年	47	3	5	55
			防衛大学校総合安全保障研究科留学 (前 )	(前期課程)	原則2年	120	9	13	142
			<b>则用八十仪秘百女王休牌研究科留子</b>	(後期課程)	3年	24	1	1	26
			防衛医科大学校医学研究科留学		4年	217	13	24	254
		造 幣 局	派遣研修		期間の定めなし	1	0	0	1
		製品評価技術基盤機構	長期派遣研修制度	原則6か月以上2年以内	7	0	0	7	
	小計				1, 673	156	172	2, 001	
			合 計			4, 233	418	443	5, 094

<sup>(</sup>注)1 「研修の名称」及び「留学期間」は、年度により違いがある場合についても、平成30年度の名称及び期間で統一して表記した。 2 「全府省等研修」とは、全府省等の職員を対象とする研修であり、「自府省等研修」とは、その所属職員を対象として実施す る研修である。

<sup>3</sup> 文部科学省「放射線対策行政官国内研究員(専門職大学院コース) 制度」は平成25年3月31日で廃止となった。

# 留学費用償還制度の概

国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成18年法律第70号)



○ 留学とは・・・・ ~ 償還の対象となる研修 ~

職員に国内外の大学院等の課程を履修させるため、その職員の同意を得て、職務 命令により国が行う研修

〇 償還義務とは・・・

償還すべき者

留学中に離職※1した者

償環金額

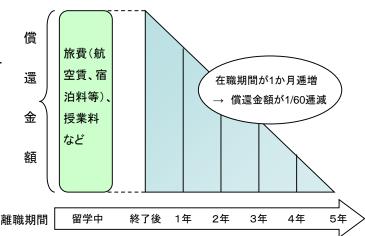
離職の時点までに国が支出した留学 費用の総額

留学終了後の在職期間※2が5年未満 で離職した者



留学終了後の在職期間に応じて一 定の割合で逓減させた金額

- ※1 償還義務を課す「離職」に含まれないもの
  - 死亡による離職
  - 分限免職のうち 公務災害・通勤災害による心身故障の場合 廃職・過員の場合
  - 人事交流のための退職
- ※2 「在職期間」に含まれないもの
  - 私傷病による病気休職の期間
  - 停職の期間
  - 育児休業の期間



留学終了後の在職期間